

令和2年 第11回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和2年 第11回美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和2年11月2日 午前10時45分～午前11時20分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	荒 川 博 彦	2 番	真 田 佳 則
	3 番	大 場 男	4 番	成 田 敦 志
	5 番	上 村 昌 規	6 番	谷 口 学
	7 番	福 家 敏 春	8 番	平 間 初 美
	9 番	佐 藤 千 代 志	10 番	森 平 敏 文
	11 番	打 田 佳 史	12 番	有 富 友 昭
	13 番	長 谷 川 宏	14 番	谷 本 憲 一
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 (名)				
6 議事日程				
日程第1	総会会期の決定について			
日程第2	議事録署名委員の指名について			
日程第3	諸般の報告について			
日程第4	議案第1号	土地の現況証明願書の交付について		
日程第5	議案第2号	美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(除外)		
日程第6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)		
日程第7	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について(使用貸借)		
日程第8	議案第5号	農用地利用集積計画(案)について(令和2年11月6日公告予定分)		
7 事 務 局	事務局長 富 田 敏 博 係 長 山 口 祐 弥 主事補 佐藤 麻由佳			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

開 会 宣 告

○事務局長

只今から、令和2年第11回美瑛町農業委員会総会を開会致します。

本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。

これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。

一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。

一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。

一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。

一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。

○事務局長

開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

○只野会長

皆さんおはようございます。今年度の収穫作業は、ほぼ終了してきているのかなと思っております。

今、お米の作況指数が出たということで、上川は107、良という豊作基調で結果が出ております。また、新聞報道によりますと、コロナの影響で、どうも小豆の消費が鈍く3万トン以上の在庫を抱えるような状況になってきているということです。それに伴いまして砂糖の消費も、一緒に消費されない。これも在庫を抱えてしまうということで、我々農家にとって、これからこれらの影響が少しずつ出てくるのかなと、感じているところでございます。

本日、この総会終了後、農業研修施設の美進の視察と、あとは、角和町長と懇談会ということで、長時間にわたることではありますけど、どうか皆さん、今日1日、お付き合いのほどよろしくお願ひしたいと思っております。

この後、今月予定しております、19日に札幌で行われる公社主催の大森相談員の講演が、まだ、やれるかはっきりした返事はきておりません。コロナが終息に向かっただけということ、祈念しているわけですが、せっかくの機会ですので、ぜひとも大森さんには、札幌で、発表していただきたいなと思うところでございます。

今日は1日、長時間となるわけですが、どうか皆さん一緒によろしくお願ひしたいと思ひます。

■■■■さん、農振農用地区域外、都市計画区域外です。

この土地につきましては、50年以上前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いいたします。

○■■■委員 今、事務局から説明のあったとおりです。当用地はもともとあった道路を改良したときに残った残地でありますので、何ら問題もないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長 長 ありがとうございます。
番号1番について、現地調査の結果を、打田班長よりお願いいたします。

○打田班長 この件につきましては今、■■■委員のほうから説明がありました。確認した結果、何ら問題ないかと思われまので、どうぞよろしく願います。

○議長 長 ありがとうございます。
これより、議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 議案第1号、番号2番の件について審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、■■■、地番■■■、地目、登記簿、畑、現況、非農地、面積計3,359㎡です。
土地所有者 ■■■ ■■■さん、申請人 ■■■

。農振農用地
区域外、都市計画区域外です。

この土地につきましては、昨年の10月総会時に現地を確認し、今年4月に農振の除外が完了したものです。20年以上前まで畑の利用でしたが、現在は農地としての利用はなく、地目変更登記の申請を予定しているものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります委員から補足説明をお願いいたします。

○委員 こちらの土地につきましては、今、事務局より説明があったとおりで、20年前から土地の利用もなく、農振も除外されているということで、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。
番号2番について、現地調査の結果を、打田班長よりお願いいたします。

○打田班長 2番につきましても、今朝ほど、現地のほうを確認してきてございます。ただいま、委員より説明がありまして、離農されてからもう何年もたつということで、除外の件も終わっておりますし、何ら問題ないかと思われまます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。
これより、議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第1号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 日程第5、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について、除外の件を議題としま

す。

議案第2号、番号1番及び番号2番については、一括して審議いたします。

それでは、番号1番及び番号2番について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（除外）。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を附すので、審議をお願いします。

番号1番、[]外2筆、登記簿・現況、畑及び田、面積計2,690㎡。所有者、[]さん、申出者 []。除外目的は現況等を考慮しての除外です。許可理由としては国が示したガイドラインに基づくものとなります。

続いて、番号2番、[]、1筆、登記簿・現況ともに畑、面積32,992㎡。所有者及び申出者、[]さん。除外目的は農産物加工施設建設（製粉工場）のための除外です。許可理由としては農地法施行規則第38条及び第39条に該当するものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長

議案第2号、番号1番及び番号2番について、現地調査の結果を、打田班長より一括してお願いいたします。

○打田班長

ただいま説明がありましたとおりです。

番号1番については、[]さんは、30年以上前から、条件が悪くて利用していません。除外したいということでございますので、何ら問題ないかと思われま

す。2番につきましては、製粉工場ができるということで、現地確認してきました。ただ、東の方がですね、かなりの大きな面積ということで、今後の計画等々をうまく進めていければ問題ないかと思われま

○議長

ありがとうございました。

議案第2号、番号1番及び番号2番について、質疑に入ります。

発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第2号、番号1番及び番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転の件を議題とします。

○議 長 議案第3号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請があった、譲渡人 ■■■■ さん、譲受人 ■■■■ さん、外4件の許可の可否について審議を求めるものです。

なお、議案第2号で審議いただく5案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件をすべて満たしています。機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題ないこと。農業委員会が定める別段面積を超えていることから要件を満たしております。

番号1番、土地の表示、字名、■■■■、地番、■■■■、1筆、面積469㎡につきましては、譲渡人 ■■■■ さんから、譲受人 ■■■■ さんへの贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南に約1.5kmの箇所です。権利設定の理由は、当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのこと。詳細につきましては、議案3ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 こちらの土地につきましては、この後、農地利用集積計画にて売買があります。それに、この土地だけ農振に入っておらず、このような方法となりましたので、審議よろし

くお願いします。

○議 長 ありがとうございました。
 これより議案第3号、番号1番について、質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
 議案第3号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 つづいて、議案第3号、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号2番、土地の表示、字名、 、地番 、
 1筆、面積2,108㎡につきましては、譲渡人 さん
 さんから、譲受人 さんへの贈与による所有権移転
 申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南東に約1.1kmの
 箇所です。権利設定の理由は、当該農地処分のため、譲受
 人に贈与したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認
 願います、とのことです。詳細につきましては、議案4ペ
 ージをご確認ください。
 以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 委
 員から補足説明をお願いします。

○ 委員 この件につきましては、事務局より説明があったとおり
 でございます。 さんにつきましては、昨年、離農され
 まして、今回のこの土地の部分をですね、 さんに譲渡
 したいということでございますので、何ら問題はないと考
 えております。よろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございました。
 これより議案第3号、番号2番について、質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第3号、番号2番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 議案第3号、番号3番及び番号4番については、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号3番と4番につきましては、[]さんが取締役を降りられたことに伴い、[]さんの個人名義の農地を[]へ所有権移転するものです。後ほど、議案5号に出てくる[]への売買と併せて[]さん個人の農地は全て処分されることとなります。

番号3番、土地の表示、字名、[]、地番[]外6筆、面積計49,815㎡につきましては、譲渡人[]さんから、譲受人[]への贈与による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北西に約7kmの箇所です。権利設定の理由は、当該農地処分のため、譲受人に贈与したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願いますとのことです。詳細につきましては、議案5ページをご確認ください。

続いて番号4番、土地の表示、字名、[]、地番[]外3筆、面積計107,352㎡につきましては、譲渡人[]さんから、譲受人[]への売買による所有権移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から北西に約7kmの箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願います、とのこと。価格は[]円で10a当り[]円です。詳細につきましては議案6ページをご確認ください。

以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります[]委員から補足説明をお願いします。

○[]委員 ただいま事務局より説明あったとおりです。法人の役員変更に伴い、株の移動や土地の売買、また贈与など、改善組合、JAとともに調整が整いましたので、審議のほどよろしく願います。

- 議 長 ありがとうございます。
 これより議案第3号、番号3番及び4番について、質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
 議案第3号、番号3番及び4番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
 【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 つづいて、議案第3号、番号5番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号5番、土地の表示、字名、 、地番
 外2筆、面積計456㎡につきましては、譲渡人
 さんから、譲受人 さんへの売買による所有権
 移転申請です。申請箇所はJR美瑛駅から南東に約1.1km
 の箇所で、権利設定の理由は、譲渡人は、当該農地処分のため、
 譲受人に売却したい。譲受人は、譲渡人の申請理由により承認願
 います、とのこと。価格は 円で
 10a当り 円です。詳細につきましては議案7ページ
 をご確認ください。
 以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります 委員
 から補足説明をお願いします。
- 委員 今、事務局より説明あったとおりでございます。 君
 は地域でも、規模拡大など前向きな経営をされている若い
 人でございますので、何ら問題はないと思っております。
 よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
 これより議案第3号、番号5番について、質疑に入ります。
 発言のある方は、挙手願います。
 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決
 いたします。

議案第3号、番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借の件を議題とします。
議案第4号、番号1番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借）。
農地法第5条の規定による転用許可申請のあった、貸主 ■■■■さん、借主 ■■■■さんの許可の可否について審議を求めるものです。
番号1番、字名、■■■、地番■■■、地目、登記簿・現況ともに田。面積は777㎡。申請箇所はJR美瑛駅から北西に約8kmの箇所、土地所有者 ■■■■さんで、転用計画者の■■■■さんによる農家住宅の建設のための使用貸借権設定の転用許可申請です。申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農振内農用地ですが、農林課にて農用地除外の途中で、農用地の転用は原則不許可ですが、農家住宅の建設に伴う転用であるため、農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当する施設であり、農家住宅建築は農地転用を許可することができることとされているため、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては議案8ページをご確認ください。
以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。
- 委員 ただいま事務局から説明のあったとおりです。■■■君は、農業としてもう5～6年過ぎており、今年の5月に結婚もなされました。また、地域としてはリーダー的な存在として地域を牽引しており、来年には経営移譲もする予定でいます。どうかよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
議案第4号、番号1番について、現地調査の結果を、打田班長よりお願いいたします。

- 打田班長 この件に関しましても、今朝ほど、2班のほうで確認済みでございます。農家の後継者住宅ということで、何ら問題ないかと思われます。よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。
これより議案第4号、番号1番について、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。
議案第4号、番号1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 日程第8、議案第5号、農用地利用集積計画、案について、令和2年11月6日公告予定分の件を議題とします。
議案第5号、番号1番から番号6番までの件は一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号、農用地利用集積計画（案）について（令和2年第11回 令和2年11月6日公告予定分）。
 外5件（改善組合承認済み）から利用権の設定等（所有権の移転5件、賃貸借1件）について、申し出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案について、審議をお願いいたします。
 番号1番から番号5番につきましては、の買入です。
 番号1番、さんから、への売買、畑12筆、計177,896㎡。円で10aあたり円です。
 番号2番、さんから、への売買、畑7筆、計71,408㎡。円で10aあたり円です。
 番号3番、さんから、への売買、田2筆、畑6筆、計136,490㎡。円で10aあたり田円、畑円です。
 番号4番、さんから、への売買、畑5筆、計42,836㎡。円で10aあたり円です。

番号5番、[]さんから、[]
[]への売買、田6筆、計41,019㎡。[]円
で10aあたり[]円です。

番号6番につきましては、賃貸借の継続です。番号6番
[]さんから、[]さ
んへの賃貸借、畑2筆、計27,000㎡。[]円で10a
あたり[]円です。期間は5年間です。

以上、

設定を受ける者 6件、1名、1法人

設定をする者 6件、6名。

田 8筆 47,424㎡

畑 32筆 449,225㎡

計 40筆 496,649㎡です。

以上で説明を終わります。

○議 長 これより、番号1番から番号6番の件について、質疑に
入ります。
発言のある方は、挙手願います。
【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それで
は、採決いたします。
議案第5号、番号1番から番号6番についての件を、原
案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終
了いたしました。
以上をもちまして、令和2年、第11回美瑛町農業委員
会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあつたもの等を
整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印
する。

令和2年11月2日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

上 村 昌 規

美瑛町農業委員

打 田 佳 史